

富士山世界文化遺産協議会作業部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富士山世界文化遺産協議会設置要綱第5条の規定に基づき、富士山世界文化遺産協議会作業部会（以下「作業部会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 作業部会は、世界遺産一覧表に記載された富士山（以下「資産」という。）及びその周辺環境の保存管理と整備活用に関する次の事務を行う。

- (1) 富士山世界文化遺産協議会（以下「協議会」という。）における協議事項の事前調整
- (2) 富士山包括的保存管理計画の進行管理と協議会に対する課題、施策案の提示
- (3) 資産の保存管理とその周辺環境の保全に係る重要事項の調整
- (4) 世界遺産委員会への提出が必要な定期報告書等に関する事前協議

(組織)

第3条 作業部会は、部会長、副部会長、委員をもって構成する。

- 2 部会長、副部会長は、山梨県観光文化・スポーツ部次長及び静岡県スポーツ・文化観光部参事（文化担当）の互選により定める。
- 3 部会長が不在のときは、副部会長がその職務を代理する。
- 4 委員は、関係行政機関、資産所有者、住民代表者及び関係団体のうちから、部会長が任命又は委嘱する者とする。

(任期)

第4条 部会長が任命または委嘱する委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 部会長が任命または委嘱する委員は、再任することができる。

(会議)

第5条 作業部会は、部会長が必要に応じて関係する委員を招集し、主宰する。

- 2 部会長が、やむを得ない理由により協議会に出席することができないときは、部会長があらかじめ指名する者が、作業部会を主宰する。
- 3 副部会長及び委員は、都合により作業部会を欠席する場合は、代理の者を出席させることができる。
- 4 作業部会は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(富士山利用者負担専門委員会)

第6条 第2条第3項の重要事項の調整のため、作業部会に富士山利用者負担専門委員会を置く。

- 2 富士山利用者負担専門委員会の組織、その他必要な事項は、部会長が別に定める。

(庶務)

第7条 作業部会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年 1月25日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に任命又は委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年 1月18日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年 8月 5日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成25年 9月 1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成27年 4月10日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成28年 2月18日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。

富士山世界文化遺産協議会作業部会委員

部会長	山梨県観光文化・スポーツ部次長	副部会長	静岡県スポーツ・文化観光部参事（文化担当）
委員	北口本宮富士浅間神社宮司	委員	富士山本宮浅間大社宮司
委員	河口浅間神社宮司	委員	山宮浅間神社総代役員
委員	富士御室浅間神社権禰宜	委員	村山浅間神社氏子総代
委員	小佐野家住宅所有者	委員	人穴浅間神社代表役員
委員	富士五湖観光連盟専務理事	委員	須山浅間神社祢宜
委員	富士山吉田口旅館組合長	委員	富士浅間神社宮司
委員	富士山北口御師団歳司	委員	富士山頂上奥宮境内地使用者組合長
委員	富士山五合目観光協会長	委員	富士山表富士宮口登山組合長
委員	富士山五合目国際観光協会長	委員	富士山御殿場口山内組合長
委員	河口湖フィールドセンター長	委員	富士山須走口山内組合長
委員	富士吉田市住民代表者	委員	富士地区観光協議会長
委員	身延町住民代表者	委員	富士地域観光振興協議会長
委員	西桂町住民代表者	委員	するが企画観光局
委員	忍野村住民代表者	委員	静岡市住民代表者
委員	山中湖村住民代表者	委員	富士宮市住民代表者
委員	鳴沢村住民代表者	委員	富士市住民代表者
委員	富士河口湖町住民代表者	委員	御殿場市住民代表者
委員	富士吉田市教育委員会歴史文化課長	委員	裾野市住民代表者
委員	身延町教育委員会生涯学習課長	委員	小山町住民代表者
委員	西桂町企画財政課長	委員	静岡市観光交流文化局歴史文化課三保松原担当課長
委員	忍野村企画課長	委員	沼津市政策推進部政策企画課長
委員	山中湖村教育委員会教育課長	委員	三島市教育委員会教育推進部文化財課長
委員	鳴沢村企画課長	委員	富士宮市企画部富士山世界遺産課長
委員	富士河口湖町教育委員会生涯学習課長	委員	富士市総務部企画課長
委員	富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合総務部財産管理課長	委員	御殿場市教育委員会社会教育課長
委員	鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合総務課長	委員	裾野市教育委員会教育部生涯学習課長
委員	山梨県観光文化・スポーツ部文化振興・文化財課長	委員	清水町企画課長
委員	山梨県富士山観光振興グループ振興監	委員	長泉町総務部門企画財政課長
委員	環境省富士箱根伊豆国立公園管理事務所長	委員	小山町企画総務部企画政策課長
委員	林野庁静岡森林管理署長	委員	静岡県くらし・環境部自然保護課長
委員	林野庁山梨森林管理事務所長	委員	静岡県スポーツ文化・観光部文化財課長
委員	国土交通省富士砂防事務所長	委員	静岡県スポーツ文化・観光部富士山世界遺産課長